

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和7年2月6日（令和7年（行情）諮問第171号）

答申日：令和7年9月12日（令和7年度（行情）答申第324号）

事件名：職員名簿（特定刑事施設保有）等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる4文書（以下、順に「文書1」ないし「文書4」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年7月10日付け名管総第289号により名古屋矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

受付第6号（本件開示請求の受付番号を指す。）での開示請求（職員名簿及び訓告等の措置に関する実施記録特定年度A～特定年度C）では、職員名簿に関しては指定職である看守長の氏名を不開（原文ママ）としたことは不当であるので是正されたい。

訓告等の措置に関する実施記録については、ほぼ、全文とあってよい程の不開示であるが情報公開の法趣旨にてらすと不当といえる。

被処分者の氏名及び被処分者が特定される相当稀有な事案の具体的箇所についてのみ不開示とすれば事足りるところ、この様な不開示は法5条各号に名を借りた隠ぺいに他ならない。

具体的には、A職員がB宛の来信をCに交付したとの内容の場合、A・B・Cの氏名のみ不開示とすることで十分に法5条各号に適う。

よって適正な情報公開をされたい。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、令和6年5月10日受付行政文書開示請求書により、本件対象文書の開示請求を行い、これを受けた処分庁が、本件対象文書について行った一部開示決定（原処分）に対す

るものであり、審査請求人は、要するに、原処分において不開示とされた部分のうち、文書1に係る看守長の氏名及び文書2ないし文書4に係る不開示部分のうち、措置の対象となる事実の部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めていると解されることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件不開示部分のうち、別表で掲げる部分については、法5条各号に規定される不開示情報に該当しないことから、開示することが相当である。
- (2) 次に、本件不開示部分のうち、別表に掲げる部分を除く部分（以下「本件不開示維持部分」という。）について、不開示情報該当性を検討する。

### ア 文書1に係る看守長の氏名について

刑事施設においては、被収容者が収容中の処遇等に対して不満を抱き、当該刑事施設の職員やその家族に対し、釈放後自ら又は関係者への働き掛けによる報復を示唆する事案が多々見られることからすると、当該不開示維持部分に記載された職員の氏名等が開示されることにより、当該職員又はその家族に対し、被収容者又はその関係者等から、不当な圧力、中傷、攻撃等が加えられる事態が現実には発生するおそれが相当程度高まり、その結果として、刑事施設の責務である裁判や刑の執行を阻害することとなることはもとより、保安事故、職員籠絡事案その他の刑事施設の規律及び秩序が適正に維持されない状況が発生するおそれが生じ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることは明らかであるから、当該情報は、法5条4号に規定される不開示情報に該当する。

また、刑事施設では、各職員の士気を高め、施設全体の高い士気を維持することが適正な被収容者処遇及び施設の管理運営上不可欠であるところ、職員の氏名が開示されることとなれば、前述のように不当な圧力等を加えられることを懸念した職員が職務に消極的になって、施設全体の士気の低下を招き、矯正行政の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあることから、当該情報は、同条6号に規定される不開示情報にも該当する。

なお、文書1が作成された時点の直近に発刊されていた国立印刷局編「職員録」には、当該不開示維持部分に記載された職員と同一の職にある者の氏名は掲載されておらず、このことから、当該不開示維持部分に記載された職員の氏名が開示されるべき情報であるとはいえない。

### イ 文書2ないし文書4に係る不開示維持部分

- (ア) 文書2ないし文書4は、特定刑事施設において行った訓告等の措置に関する実施記録であり、標記不開示維持部分には、特定刑事施設に勤務する職員（以下「被措置者」という。）の所属、官職及び職名並びに訓戒等の措置の対象となった事実が具体的に記録されているほか、当該措置の対象となった事実があったときに被措置者が命ぜられていた職務やそれに至るまでの被措置者の勤務歴等が記録されている場合もあるところ、これらの情報は、全体として被措置者に係る個人に関する情報であって、特定個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、法5条1号に規定される不開示情報に該当する。
- (イ) 次に同号ただし書該当性を検討すると、文書2ないし文書4は、いずれの事案についても報道機関に対する公表等がなされておらず、当該不開示維持部分に記載された情報は、同号イには該当しない。また、当該不開示維持部分に記載された情報が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人に対しても開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとはいえないことから、同号ロにも該当しない。さらに、被措置者が国家公務員であり、当該不開示維持部分の中に被措置者の職務に関係する部分を含むとしても、監督措置を受けることは、被措置者に分任された職務遂行の内容に係る情報とはいえず、同号ハにも該当しない。
- (ウ) また、法6条2項に規定される部分開示について検討すると、文書2ないし文書4は、既に開示されている部分により、被措置者が行った措置の対象となる事実や非違行為に係る事実の端的な内容が公になっているところ、さらに非違行為の行われた日時、場所その他の当該行為に係る具体的な状況等を開示した場合、被措置者の同僚等の関係者にとっては、当該被措置者を相当程度特定することが可能となり、一般的に、他人に知られることを忌避する性質の情報である、特定刑事施設において、訓告等の措置や注意指導等を受けたという事実及びその具体的な内容が当該関係者に知られることになり、当該被措置者の権利利益を害するおそれがあると認められるため、部分開示の余地はない。
- (エ) さらに、当該不開示維持部分のうち、勤務体制、勤務内容等が記録されている部分については、当該部分を公にすることにより、逃走、自殺等を企図する者にとっては、その監視を逃れることが容易となり、もって刑事施設の規律及び秩序を適正に維持されない状況

が発生し、又はその発生危険性を高めるおそれがあることから、法5条4号に規定される不開示情報に該当する。また、これらの事態の発生を未然に防止するため、勤務体制、警備体制等の変更を余儀なくされるなど、被収容者の円滑かつ適切な収容業務の実施が困難となり、施設における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号に規定される不開示情報に該当する。

- 3 以上のとおり、本件不開示部分について、法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とした原処分は、別表に掲げる部分を除き妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |          |                                |
|---|----------|--------------------------------|
| ① | 令和7年2月6日 | 諮問の受理                          |
| ② | 同日       | 諮問庁から理由説明書を收受                  |
| ③ | 同月21日    | 審議                             |
| ④ | 同年9月5日   | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議 |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、上記第3のとおり、別表に掲げる部分を除き、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

###### (1) 文書1について

ア 標記文書は、特定刑事施設が保有する特定年月日現在の職員名簿であり、当該文書の不開示維持部分（以下「本件不開示維持部分1」という。）には、特定刑事施設で勤務する職員のうち、官職が看守長である者の氏名が記載されていると認められる。

###### イ 検討

(ア) 刑事施設においては、被収容者が収容中の処遇等に対して不満を抱き、当該刑事施設の職員やその家族に対し、釈放後自ら又は関係者への働き掛けによる報復を示唆する事案が多々見られることからすると、本件不開示維持部分1が開示されることにより、当該職員又はその家族に対し、被収容者又はその関係者等から、不当な圧力、中傷、攻撃等が加えられる事態が現実発生するおそれがある旨の

上記第3の2(2)アの諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえない。

なお、当審査会事務局職員をして、文書1が作成された当時の独立行政法人国立印刷局編「職員録」を確認させたところ、本件不開示維持部分1に記載された職員の氏名は、いずれもこれに掲載されていない。

(イ) そうすると、本件不開示維持部分1は、これを公にすると、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である。

(2) 文書2ないし文書4について

ア 標記文書は、特定刑事施設において特定年度A、特定年度B及び特定年度Cに行われた訓告等の措置に関する実施記録であり、被措置者ごとにおおむね1枚の文書で構成されており、それぞれが「1 措置を行った日時」、「2 措置を行った者」、「3 措置の対象者」、「4 根拠法令」、「5 措置の種類」及び「6 措置の対象となる事実」の6つの欄で構成されているところ、当該文書の不開示維持部分(以下「本件不開示維持部分2」という。)は、「6 措置の対象となる事実」の記載内容の一部であると認められる。

イ 検討

当該文書には、被措置者の措置の対象となった行為の内容及びこれに対する措置の種類が、当該被措置者の氏名、所属及び官職等とともに記載されていることから、当該文書に記載された情報は、各被措置者に係る実施記録ごとに、全体として当該被措置者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(ア) 法5条1号ただし書イ該当性について

諮問庁の上記第3の2(2)イ(イ)の説明によれば、いずれの事案についても報道機関に対する公表等がされていないとのことであり、これを覆すに足る事情は認められない。そうすると、本件不開示維持部分2は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、法5条1号ただし書イに該当するとは認められない。

(イ) 法5条1号ただし書ロ及びハ該当性について

本件不開示維持部分2は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるとはいえず、法5条1号ただし書ロに該当するとは認められない。

また、被措置者が公務員であり、本件不開示維持部分2に当該被措置者の職務に関係する部分が含まれているとしても、監督上の措置を受けることは、当該被措置者に分任された職務遂行の内容に係る情報とはいえ、本件不開示維持部分2は、法5条1号ただし書ハに該当するとは認められない。

(ウ) 法6条2項の部分開示の可否について

本件不開示維持部分2については、これらを公にした場合、既に開示されている情報等と照合することにより、被措置者の同僚等の関係者にとっては、当該被措置者を特定することが可能となり、その結果、開示部分とあいまって、非違行為の具体的な内容等、被措置者にとって他者に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることになり、個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないので、これを部分開示することはできない。

(エ) したがって、本件不開示維持部分2は、法5条1号に該当し、不開示とすることは妥当である。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号及び4号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙（本件対象文書）

- 文書1 職員名簿（特定年月日現在のもの。）（特定刑事施設保有）
- 文書2 訓告等の措置に関する実施記録（特定年度A）（特定刑事施設保有）
- 文書3 訓告等の措置に関する実施記録（特定年度B）（特定刑事施設保有）
- 文書4 訓告等の措置に関する実施記録（特定年度C）（特定刑事施設保有）

別表（諮問庁が新たに開示する部分）

	頁	開示すべき部分	開示箇所
文書 2	1枚目	6 措置の対象となる事実	6行目38文字目ないし41文字目
	2枚目	同上	4行目30文字目ないし33文字目
			5行目13文字目ないし21文字目
			6行目19文字目ないし24文字目
			9行目30文字目ないし35文字目
			12行目34文字目ないし13行目9文字目
			16行目15文字目ないし20文字目
			19行目11文字目ないし15文字目
			22行目28文字目ないし33文字目
	3枚目	同上	4行目17文字目ないし32文字目
	4枚目	同上	6行目35文字目ないし7行目7文字目
	5枚目	同上	8行目7文字目ないし11文字目
			8行目26文字目ないし28文字目
	6枚目	同上	6行目22文字目ないし36文字目
	7枚目	同上	5行目29文字目ないし6行目6文字目
			8行目28文字目ないし9行目5文字目
			13行目12文字目ないし17文字目
	8枚目	同上	6行目3文字目ないし11文字目
	9枚目	同上	10行目13文字目ないし22文字目
	10枚目	同上	6行目14文字目ないし16文字目
			6行目21文字目ないし28文字目
	11枚目	同上	4行目13文字目ないし15文字目
			4行目19文字目ないし21文字目
	12枚目	同上	6行目24文字目ないし30文字目
	13枚目	同上	14行目23文字目ないし29文字目
			19行目29文字目ないし31文字目
			23行目31文字目ないし33文字目
14枚目	同上	12行目3文字目ないし9文字目	
		19行目6文字目ないし12文字目	
		23行目15文字目ないし21文字目	

	1 5 枚目	同上	4 行目 3 1 文字目ないし 3 5 文字目
	1 6 枚目	同上	8 行目 1 9 文字目ないし 2 3 文字目
	1 7 枚目	同上	4 行目 3 5 文字目ないし 5 行目 3 文字目
	1 8 枚目	同上	8 行目 1 3 文字目ないし 1 8 文字目
	1 9 枚目	同上	8 行目 1 3 文字目ないし 2 0 文字目
	2 0 枚目	同上	8 行目 3 3 文字目ないし 3 6 文字目
	2 1 枚目	同上	6 行目 3 1 文字目ないし 3 7 文字目
文 書 3	1 枚目	同上	3 行目 2 9 文字目ないし 3 4 文字目
	2 枚目	同上	4 行目 3 0 文字目ないし 3 4 文字目
	3 枚目	同上	3 行目 3 3 文字目ないし 3 7 文字目
	4 枚目	同上	6 行目 7 文字目ないし 1 4 文字目
	5 枚目	同上	6 行目 3 8 文字目ないし 7 行目 4 文字目
	6 枚目	同上	5 行目 2 0 文字目ないし 2 3 文字目
	7 枚目	同上	6 行目 2 7 文字目ないし 3 6 文字目
	8 枚目	同上	6 行目 2 7 文字目ないし 3 4 文字目
	9 枚目	同上	8 行目 1 文字目ないし 1 0 文字目
	1 0 枚目	同上	5 行目 3 8 文字目ないし 6 行目 4 文字目
	1 1 枚目	同上	6 行目 1 1 文字目ないし 1 3 文字目
	1 2 枚目	同上	7 行目 5 文字目ないし 1 0 文字目
	1 3 枚目	同上	8 行目 1 0 文字目ないし 1 5 文字目
	1 4 枚目	同上	7 行目 1 2 文字目ないし 1 7 文字目
	1 5 枚目	同上	8 行目 3 3 文字目ないし 3 8 文字目
	1 6 枚目	同上	4 行目 3 4 文字目ないし 3 8 文字目
	1 7 枚目	同上	2 行目 2 4 文字目及び 2 5 文字目
			2 行目 3 0 文字目及び 3 1 文字目
			4 行目 3 9 文字目ないし 5 行目 1 文字目
	1 8 枚目	同上	6 行目 9 文字目ないし 1 8 文字目
	1 9 枚目	同上	6 行目 3 0 文字目ないし 3 6 文字目
	2 0 枚目	同上	8 行目 1 文字目ないし 1 1 文字目
	2 1 枚目	同上	9 行目 1 5 文字目ないし 2 8 文字目
	2 2 枚目	同上	5 行目 1 4 文字目ないし 1 8 文字目
			7 行目 2 2 文字目及び 2 3 文字目
	2 3 枚目	同上	4 行目 3 3 文字目ないし 5 行目 1 文字目
2 4 枚目	同上	4 行目 2 5 文字目ないし 3 1 文字目	
2 5 枚目	同上	4 行目 7 文字目ないし 1 3 文字目	
2 6 枚目	同上	3 行目 1 文字目ないし 3 文字目	
		4 行目 3 8 文字目ないし 4 0 文字目	

	27枚目	同上	4行目26文字目ないし29文字目
	28枚目	同上	4行目38文字目ないし5行目2文字目
	29枚目	同上	6行目28文字目ないし37文字目
			8行目31文字目ないし9行目1文字目
			11行目19文字目ないし26文字目
			13行目37文字目ないし14行目5文字目
	30枚目	同上	8行目16文字目ないし24文字目
	31枚目	同上	3行目4文字目ないし7文字目
			3行目25文字目ないし28文字目
			3行目36文字目ないし4行目10文字目
			9行目18文字目ないし24文字目
			12行目33文字目ないし39文字目
	32枚目	同上	5行目7文字目ないし12文字目
	33枚目	同上	4行目10文字目ないし15文字目
			6行目31文字目ないし33文字目
	34枚目	同上	4行目5文字目ないし13文字目
文書4	1枚目	同上	10行目14文字目ないし26文字目
			11行目20文字目ないし25文字目
	2枚目	同上	11行目1文字目ないし15文字目
	3枚目	同上	10行目14文字目ないし22文字目
			10行目35文字目ないし11行目3文字目
	4枚目	同上	9行目1文字目ないし14文字目
	5枚目	同上	11行目1文字目ないし14文字目
	6枚目	同上	9行目1文字目ないし14文字目
	7枚目	同上	7行目15文字目ないし19文字目
	8枚目	同上	24行目1文字目ないし14文字目
	9枚目	同上	28行目1文字目ないし14文字目
	10枚目	同上	7行目1文字目ないし14文字目
	11枚目	同上	8行目1文字目ないし11文字目
	12枚目	同上	26行目19文字目ないし35文字目
	13枚目	同上	7行目1文字目ないし10文字目
	17枚目	同上	14行目1文字目ないし21文字目
	18枚目	同上	10行目1文字目ないし12文字目
	19枚目	同上	9行目1文字目ないし14文字目
	20枚目	同上	10行目10文字目ないし14文字目
	21枚目	同上	7行目10文字目ないし12文字目

22枚目	同上	8行目10文字目ないし14文字目
23枚目	同上	15行目15文字目ないし22文字目
24枚目	同上	21行目1文字目ないし14文字目
25枚目	同上	10行目1文字目ないし14文字目
26枚目	同上	18行目1文字目ないし14文字目
27枚目	同上	12行目1文字目ないし14文字目
28枚目	同上	11行目1文字目ないし14文字目
29枚目	同上	10行目1文字目ないし14文字目